

19年統一地方選に向け、札幌で公契約条例集会開催

◇ 条例案否決から五年、再挑戦へ

市民団体「札幌市公契約条例の制定を求める会」（代表＝伊藤誠一・弁護士）主催の「公契約条例の制定を目指す札幌市民集会」が、二〇一八年一月五日（水）、北海道自治労会館（札幌市北区）の四階ホールを会場として開催された。平日夜の開催にもかかわらず、労働組合関係者や一般市民ら約一三〇人が集まつた。

集会主催団体の「札幌市公契約条例の制定を求める会」（以下、「求める会」）は、労働組合や市民団体、法律家団体など八団体（反貧困ネット北海道、NPO法人建設政策研究所北海道センター、日本労働弁護団北海道ブロック、非正規労働者の権利実現全国会議・札幌集会実行委員会、連合北海道札幌地区連合会、全建総連北海道建設労働組合連合会、全建総連札幌建設労働組合、札幌地区労働組合総連合）で構成され、団体名のとおり、札幌市に公契約条例の制定を実現することを目的に二〇一二年二月に設立された。

「求める会」の設立された二〇一二年二月とは、札幌市において、市が「札幌市公契約条例案」を市議会に提案し、議論が本格的に始まつたときである。最終的に二〇一三年一一月一日をもつて条例案は否決されたが、「求める会」の活動はその後も継続し、「なくそう！官製ワーキングニアーバード集会」（第一回二〇一六年二月二〇日、第二回二〇一八年二月四日）や「無期雇用転換を進める札幌集会」（二〇一八年七月二三日）の開催など、課題を共有する周辺の取り組みにも積極的に関わりながら、会の設立目的の実現をめざし続けてきた。コアメンバー数名（弁護士、労働組合関係者、研究者）による企画・運営会議は、「朝会議」の通称のとおり、大抵は午前八時半から札幌協和法律事務所（札幌市中央区）の会議室を借りて行われ、その開催回数はこの五年すでに一〇〇回を超えているという。

全国の同条例制定自治体の経験に照らせば、条例制定に向かう原動力としてはいくつかの要因が指摘できるが、やはり自治体の首長の選挙時に、選挙公約に「公契約条例の制定」を明記した候補者が当選することが有力な足がかりとなる。その意味で、二〇一九年春に予定される統一地方選挙では札幌市長選挙も行われるところ、同市で再度条例制定への足がかりをつくるチャンスが到来したと言える。数ヶ月後に迫った札幌市長選挙を標的的に据え、同市における条例制定に向けた気運を再度活性化させることに本集会開催の意図があることがうかがえる。

例案は否決されたが、「求める会」の活動はその後も継続し、「なくそう！官製ワーキングニアーバード集会」（第一回二〇一六年二月二〇日、第二回二〇一八年二月四日）や「無期雇用転換を進め

る札幌集会」（二〇一八年七月二三日）の開催など、課題を共有する周辺の取り組みにも積極的に関わりながら、会の設立目的の実現をめざし続けてきた。コアメンバー数名（弁護士、労働組合関係者、研究者）による企画・運営会議は、「朝会議」の通称のとおり、大抵は午前八時半から札幌協和法律事務所（札幌市中央区）の会議室を借りて行われ、その開催回数はこの五年すでに一〇〇回を超えているという。

今回の集会では、基調報告、一つの報告、四つの取り組み報告が順次行われた。

川村氏による基調報告「改めて考える。今なぜ、公契約条例なのか」では、まず公契約条例の制定が求められる背景を整理した上で、道内（札幌市と旭川市）におけるこれまでの条例制定運動の経験を振り返り、道外の先進自治体、特に千葉県野田市の取り組みを引き合いに、条例の実効性を高めるために必要な規定や仕組みのあり方を紹介した。あわせて、賃金・報酬やその算出根拠などの現状把握、データの整備の重要性も強調された。

その上で、自治体には、非正規公務員（臨時・非常勤職員）の増加とその問題性、競争入札による低価格発注の過度の追求、低価格受注による公共民間労働者の賃金への影響など、現下の実態を踏まえながら、地域の雇用者、公共工事等の発注者、労働政策主体として責任ある振る舞い、必要な施策の遂行が求められるとし、そのための有効なツールになる公契約条例の制定を札幌市にも再度期待したいとした。

続いて筆者（正木浩司・当研究所研究員）が登壇し、「条例が制定された自治体の経験に学ぶ」

当研究所は、所内設置の非正規公務労働問題研究会（主査＝川村雅則・北海学園大学教授）の活動の一環として、本集会の企画や当日の運営に協力した。

◇ 先進自治体に学ぶ条例制定の意味と制度運用の技術

と題して東京都多摩市の取り組みに関する報告を行った。連合北海道主宰「公契約条例を社会に広げることをめざすワーキングチーム」による道外先進自治体視察（多摩市は二〇一八年八月実施）の成果に基づいて、全国でもトップレベルの水準



◇ 札幌市・道内自治体での条例制定をめざし

続いて、公契約条例の制定や発展をめざして各分野・各地域で活動を続けている道内の四つの団体、すなわち、旭川ワーキングプア研究会、連合北海道札幌地区連合会、札幌地区労働組合総連合、日本弁護士連合会（貧困問題対策本部）から、それぞれ公契約条例や公契約法に関する取り組みについての報告が行われた。

このうち、旭川ワーキングプア研究会（代表：小林史人・弁護士）からは、研究会を代表して畠地雅之氏（弁護士）が登壇し、旭川市の公契約条例をめぐる現状などについて報告が行われた。旭川市は二〇一六年一二月に、賃金条項等を備えていない理念条例とはいえ、道内では初めて公契約条例の制定を実現させた自治体であり、当時、市民運動団体である同研究会も条例制定を実現させることで一定の役割を果たした。本集会が行われた二〇一八年一二月は、旭川市にとつては、条例の検討の期限であり、その作業は市の有識者会議（旭川市契約審査委員会）で行われてきていた。畠地氏は今回、これまでの研究会の取り組みを振り返

で公契約条例・制度の運用を実践する多摩市を題材に、同市での条例制定の背景・プロセス、制度の特徴、制度運用の現状と課題、市としての実施体制、制度運用を円滑に進めるための工夫などについて紹介した。

最後に、閉会のあいさつでは、「求める会」の代表を務める伊藤誠一氏（弁護士）が、本集会のまとめと今後の取り組みへの展望を述べた。この中で、条例案否決という挫折を経験した五年前と現在を比べたときの大きな違いとして、国内の条例制定自治体の数がこの五年で大幅に増加したことを挙げ、条例制定を進める取り組みが大きな方向性として間違っていないということを集会参加者たちに向けてあらためて確認した。その上で、今後、札幌市内はもちろん、道内の各自治体においても、関係する取り組みが積極的に展開していくことへの期待感を述べた。

二〇一九年四月の統一地方選挙では、道内に限ると、北海道、札幌市のほか、一市三町村で首長選挙が実施される予定である（総務省資料「平成三一年統一地方選挙執行予定団体に関する調査（平成三〇年一二月一日現在）による」）。「公契約条例の制定」を選挙公約に掲げる首長候補者がどのくらい現れ、当選するかなど、道内の各自治体での今後の情勢が注目される。